

## 都市における社会的政治アクターの勃興

渡辺 剛

### ●多様な都市政治アクターの出現

中国では、一九七八年末に「改革開放」という名の事実上の資本主義・市場経済の導入が決定され、一九九二年には、資本主義にいつそう傾斜した「社会主義市場経済」路線が打ち出された。自由な競争を伴う資本主義経済は、社会経済的利益関係を複雑なものへと変えた。また、共産主義イデオロギーの正統性は資本主義的な経済成長によって揺らぎ、唯一絶対的な価値観たりえなくなつた。さらに、教育水準の向上と海外情報の流入が続き、市民・住民・消費者としての権利意識や環境保護意識などが広がり、価値観の多様化が起きた。諸々の経済的利益や価値観に基づいた様々な社会集団も形成されている。多様な利害や価値観を持つ個人と社会集団を包摂する多元的社會が生まれたのである。

政治面では依然として中国共産党（以下、中共）による一党支配が続いているが、支配の内実は経済の自由化に伴い、全面的統制を行う全体主義的なものから、特定の政治領域以外では統制が比較的緩やかな権威

主義的なものへと弛緩した。そして、かつて党・国家機関やその政治エリートといった国家側政治アクターに事実上独占されてきた政治的意思決定に、多様な利益集団・圧力団体や個人が、権威主義体制下でも許された制度的あるいは非制度的チャンネルを通じて影響を与えるケースが出現している。本稿では、それら個人や集団を社会的政治アクターとして捉え、産業活動が活発な都市（非農村地域）においてどのような社会的政治アクターが出現しつつあり、彼らはいかなる方法で政治参加を果たしているのかについて概観する。

なお、本稿の主要部は拙稿「社会側政治アクターとその行動の諸類型」(参考文献①)の一部をピックアップし加筆したものである。より具体的な現代中国における社会的政治アクターの様相についてはそちらも参照されたい。

### ●社会的政治アクターの類型

#### (1)階層と個人

社会経済的变化によって数的、質的に影響力を増したと思われる階層を以下にまと

める。アクターとしては階層単位で活動するのではなく、階層の背景を持つ個人として活動する。また、集団として活動する場合にも、階層単位ではなく、後述のより細分化された利益集団となる。

①労働者。中国では伝統的に全就業人口数における第一次産業従事者（農民）の割合は圧倒的であったが、一九九〇年代後半からは、第二次産業と第三次産業を合わせた労働者数が、五〇%を超える年も度々であるようになった。経済成長により大きく増大した階層であり都市居住者の多くを占める。その中で、ブルーカラーは数の上で多数であり潜在的な政治力は高いはずであるが、自主労組の結成が禁じられ、教育水準も相対的に低いことから政治的影響力も活性も高いとはいえない。

②知識人。ホワイトカラー労働者や知的専門職が含まれる。経済発展による教育水準の向上により階層そのものが数的に成長したことに加え、国家と社会が専門知識や高学歴をより評価するようになってきたため、その存在感は増している。政治への参加については、公聴会などへの参加やメデ



## 特集／現代中国の政治変容

イアでの発信、政府への諮問に見られるように、影響力は大きいといえる。ただし、知識人特有の政治に対して冷めた距離をおく姿勢も見られる。

③私営企業家。資本主義的経済発展によって誕生した新興かつ有力な人々である。政治参加の意欲は低くなく、人民代表大会（以下、人代）と政治協商会議（以下、政協）の改選期の二〇〇二年の第五次私営企業サンプル調査では、「これから具体的に何をしたいか」の問いに対して、選好順位第三位の二五・五%が人代表あるいは政協委員への選出に意欲を表明している。また、党政指導者と常に接触を保つという、いわば間接的政治参加を志向した回答も二〇〇二年で二二・四%、二〇〇四年（第六次調査）で三二・六%であった（調査の数値は参考文献⑤、五〇ページ）。

### (2)利益集団

政治アクターとしての利益集団は、参考文献④の区分を基に、階層背景・メンバーシップ・目的に着目し加除と再整理を行い、以下のように分類した。

①企業・業種団体。企業と企業家で組織する社会団体の頂上団体として中華全国工商業聯合会・中国民間商会、略称工商聯が存在し、地方ごとに地名を冠した工商聯・総商會が置かれる。企業家個人、企業、業種団体が会員となる。中共政權翼賛団体である「人民団体」の一つでもあり、工商界

の利益を集約し政協や人代などに代表を送り出している。個別の業種団体としては、業種名を冠した行業協會や同業公會・同業商會がある。対応する政府の主務官庁とのパイプにもなる。ここ数年民政部に正式に登録されている社会団体の中で最も多いカテゴリーであり伸び率も最も高い（参考文献③）。雇業者団体としては中国企業家協會と中国企業聯合会（両者は事実上同一組織）が存在し、政労使協調を担っている。私営企業家の団体としては、全国組織の個体労働者協會とその下にある各地の個体私営企業協會がある。

②社会権益団体。工会（労組）、全国婦女聯合会、残疾人（障害者）聯合会など、大きな社会的カテゴリーに沿って設立され、その権益を代弁するための団体である。「人民団体」の多くがこの区分になる。近年では社会状況に合わせて消費者保護協會や保護未成年協會などの団体も新設されているが、人民団体同様に官製であり政府の統制下にある。

③公益・慈善団体。急速な経済発展の歪みもたらした社会・自然環境の悪化に対処するため、政府が小回りの利かない公共領域で近年急増している。反腐敗の「建立反腐敗基金會」や自然保護の「自然之友」などがある。社会団体登記をしているもの他に、基金会型式や民弁非企業の体裁をとるものもある。民間のイニシアチブで設立され、問題意識が高いことから活動は活

発であるといえるであろう。

④同好団体。経済的に豊かになり、価値観が多様化した社会では、大衆の嗜好も様々なに発展し、趣味的な団体も形成される。文化・体育団体の体裁をとるものが多く、何らかの政府機関を主務官庁とする。嗜好に関わる特定の政策領域、例えば駐車場行政に関してマイカー団体が圧力団体として機能するケースがある。

⑤専門団体。学術職能団体が含まれる。学会・研究会を名乗るものや、律師協會（弁護士会）、會計士協會などがある。一般に知的階層や技能者によって構成されており、専門的知識をますます重視するようになった社会と政府に対して一定の発言権を持ちうる。政策への諮問的役割やその職種の権益擁護の役割も果たす。

⑥争点志向型臨時団体。特定の政策やイシューに同じ関心を示す人々によって臨時に結成される団体である。これには政治的「自由の隙間」が作用していると考えられる。例えば、第二次世界大戦の民間損害賠償請求の支援団体や、特定の産業政策策定時に形成される企業や団体による緩やかな連合体などがある。特定の争点が解決されるか過ぎてしまえば解散する。基本的に社会団体登録はされない。

⑦社区。資本主義化に伴い、単位が解体され、その代わりに社区（コミュニティ）が置かれた。社区居民委員會は都市末端の自治組織としてだけでなく地域の利

益を代弁する機能も有しており、都市計画などによって居住環境や住居への損害が出た場合には地方政府との交渉にあたる。

## ●政治参加の形態

### (1) 制度的参加

上に挙げた各種の社会的政治アクターは、公的に認められた諸制度を通じて政策決定に影響を及ぼすことができる。以下にその類型を分類する。

①人代選挙。人代代表への立候補や支持する候補への投票は最も正統な政治参加といえよう。代表となれば、立法や監査を通じての政府機関への直接の圧力行使が可能となる。中共に公認された個人や人民団体が当選に有利となる。

②中共への加入。黨員となり、党の基層組織に参加することで、党代表に立候補するか投票によって政治参加を行う。また、党代表となり党組織の階梯を上れば、政治的影響力は非常に増大する。

③政協委員選出。政協委員は一般選挙ではないが、政協を構成する人民団体に所属していれば、委員となる可能性や選出過程への参加はあり得る。

④人代代表や政協委員との接触。彼らは民意代表であり、定期的に選出母体の選挙区や団体の構成員と接触を持ち、陳情を受け付けている。

⑤政府の主務官庁やその指導者とのパイプ。主務官庁を持つ利益団体は、両者の間

のパイプを通じて利益や意向を政府機関に伝達することができる。

⑥政策公聴会。近年、各種の公共政策策定に関して事前に公聴会が開かれるケースが増えている。利害関係者となる業種団体や企業、諮問的な意味で知識人・専門家や弁護士、そして一般住民も呼ばれて意見陳述をする。

⑦信訪と上訪。政府機関に対する陳情や苦情申立てであるが、中国では各機関への窓口設置が法制化されており、広く行われている。団体の後ろ盾や、社会経済的地位のない個人が用いうる手段である。

⑧行政訴訟。市民や企業家が自身の利益を守るため、政府機関に対して行政訴訟を起し勝訴するケースも近年稀ではない。行政関連訴訟の大部分は、関税、特許、商標、工商許可、財政に関するものであり、行政訴訟の主体は企業・企業主であるといえよう。しかし、その他にも社区居民が都市計画を巡って訴訟を起す場合も散見される。

### (2) 非制度的参加

制度的な方法による政治参加とは別に、各種の社会的政治アクターは、制度外の、あるいは非公式な方法でも政策決定に影響を及ぼそうとする。主な類型には以下のようなものがある(①、②の類型は参考文献④より)。

①党・政府内部における代弁者やロビイ

ング。党・政府機関の賛同者や個別の政治家や官僚への説得を行う。党・政府における利益の代弁者を捜すことを指す。私営企業家、企業・業種団体の他に、公益促進団体が「公益上の同盟者」を採す活動も見られる。

②物質的利益の提供。収賄や官僚の互助組織への寄付行為、あるいは政策をスムーズに施行するための政府機関への物質的協力を指す。私営企業家・企業による収賄が最も目に付くが、公益促進団体が彼らの促進する政策を実現するために、政府機関に物質的協力をを行うケースも見られる。

③メディア・与論による圧力。電波メディア、新聞、インターネットを通じて広く世間に訴え圧力を形成することを指す。社会的威信を持つ知識人による発信や、知名度と経済力のある私営企業家による宣伝攻勢が目立つ。しかし、労働者個人による不正告発などが採り上げられることもある。

④政府関係者との人間関係。友人、知人、親族が政府関係者にいれば、その人物を頼って利益や意見を表出するものである。これはいかなる社会でも普遍的に見られるが、特に中国社会が伝統的に人間関係を重視する社会であることから、特に取り上げた。やはり経済・社会的地位の高い階層が有利なのはいうまでもない。

⑤示威行動。デモ、座り込み、政府機関の取り囲み等が含まれる。以上全ての制度・非制度両方の手段に訴えるだけの資源を



## 特集／現代中国の政治変容

持たなかったり、信訪やメディアで採り上げられず、行政訴訟を起こす知識や資力を持たない個人および団体の最終手段である。主として労働者や社区、テンポラリーな団体が用いる。

### ●注目される社会的政治アクター

以上のように、現代中国では多くの社会的政治アクターが、多様な方式で政策決定過程に影響を与えつつある。その中でもとりわけ注目されるのが、私営企業家と彼らを含む企業・業種団体である。私営企業家は、社会経済的な地位の上昇に伴い、政治的影響力も上昇している。財力や社会的地位が大きな影響を持つ非制度的参加の①④をはじめ、制度的参加の①③についても私営企業家の進出が華々しい。

人代表における私営企業家の比率は、第一〇期の工業界代表中、全人代で六六％強にもなり、幾つかの地級市人代では九〇％を越えるところもある(参考文献②、四〇六ページ)。また、私営企業家中の党员比率は二〇〇〇年の二〇％弱から二〇〇四年には約三四％となり(参考文献⑤、五〇ページ)、二〇〇二年の第一六回党大会では、『フォーブス』誌に掲載された三人の富豪をはじめ少なくとも計六人が初の私営企業家出身の全国党代表となっている。政協委員における私営企業家比率は、一九九〇年から一九九四年にかけて六二％の伸びを記録し、「私営企業の故郷」温州市では

二〇〇二年の全国政協への代表委員は全員が私営企業家であった(参考文献①、四二～四三ページ)。

候補者選定や投票が完全に自由ではない選挙での公職大量当選は、私営企業家に対する中共の強い支持を意味している。この背景には、一九九九年改憲での私営企業の重要性明文化、二〇〇一年の七一講話と二〇〇三年中共規約改正での「資本家」入党解禁、二〇〇四年改憲での私有財産の保護文言盛り込み等に象徴的に見られる、中共による私営企業家取り込み政策がある。新興かつ有力な社会勢力である私営企業家を、統治連合(ruling coalition)に引き込んだのである。党・国家エリートと私営企業家との同盟関係は深まっており、その意味でも最有力な社会的政治アクターと呼べるであろう。

企業・業種団体については、温州での活発な活動を除けば、出自における官製・半官製や、国家机关とのあまりに密接な関係によって、自発性や自律性が低いと評されることが多い。しかし、政治的な実力を持つつつある私営企業家の半数以上は何らかの企業・業種団体に加入しており、八六％が業種利益と権益の擁護、七六％が政府機関とのチャンネル機能強化を望んでいることから、近い将来に圧力団体として役割を果たす可能性は充分にあり得る(以上の数値は第六次調査、参考文献⑤、五一～五二ページ)。また、政府側も、企業や業界へ

のコントロールを直接行うのではなく、「小さな政府」実現のため、中間団体を活用する意向が強く、企業・業種団体の育成に熱心でもあることも指摘できよう。

(わたなべ たけし／杏林大学総合政策学部専任講師)

### 《参考文献》

- ①渡辺剛「都市における社会側政治アクターとその行動の諸類型」佐々木智弘編『現代中国の政治変容』アジア経済研究所、二〇〇五年。
- ②白鋼主編、史衛民・劉智『間接選挙上』中国社会科学出版社、二〇〇四年。
- ③民政部財務和機関事務司編『中国民政統計年鑑』中国統計出版社、各年度。
- ④社会利益集団の形成及其対地方政治的影響課題組「社会利益集団の形成與中国的政治発展」黄衛平・汪永成主編(深圳大学当代中国政治研究所編)『当代中国政治研究报告Ⅱ』北京、社会科学文献出版社、二〇〇三年。
- ⑤中華全国工商業聯合会・中国民(私)営経済研究会主編『中国私営経済年鑑(二〇〇二—二〇〇四年六月)』北京、中国致公出版社、二〇〇五年。